

第97期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年6月25日（金曜日）
午前10時

場所

久留米市諏訪野町2456番地の1
当行本店3階大会議室

【新型コロナウイルス感染防止に関するお知らせ】

新型コロナウイルス感染防止のため、可能な限り郵送またはインターネット等による議決権の事前行使をお願いいたします。

ご出席される場合には、マスクの着用などの感染予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には当行ホームページ(<http://www.chikugin.co.jp/>)にてお知らせいたします。

郵送またはインターネット等による
議決権行使期限

2021年6月24日（木曜日）午後5時まで
（詳細は2頁～4頁をご覧ください。）

目次

第97期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 7名選任の件	6
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役 1名選任の件	15
（添付書類）	
事業報告	16
計算書類	34
連結計算書類	37
監査報告書	39

株式会社 筑邦銀行

証券コード：8398

〈証券コード：8398〉
2021年6月4日

株 主 各 位

久留米市諏訪野町2456番地の1

株式会社 筑邦銀行

代表取締役
頭 取 佐 藤 清一郎

第97期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第97期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」に従って議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 久留米市諏訪野町2456番地の1
当行本店3階大会議室
3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第97期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
 2. 第97期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
 - 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には、次の方法がございます。

■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2021年6月25日（金）午前10時

■ 株主総会にご出席いただけない場合

郵送（書面）



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2021年6月24日（木）午後5時到着分まで

インターネット等



後記（3頁～4頁）の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限

2021年6月24日（木）午後5時まで

詳細は3頁～4頁をご覧ください。➔

[ご注意事項]

- 郵送（議決権行使書面）とインターネット等の双方により議決権を行使された場合は、インターネット等による行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。
- また、インターネット等にて複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われた行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。
- 本招集ご通知に際して株主の皆さまに提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当行定款第17条の規定に基づき、当行ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。
 1. 事業報告
 - ①財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
 - ②業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況の概要
 - ③特定完全子会社に関する事項
 - ④親会社等との間の取引に関する事項
 2. 計算書類等
 - ①株主資本等変動計算書
 - ②個別注記表
 - ③連結株主資本等変動計算書
 - ④連結注記表
 したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であり、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当行ホームページに掲載いたしますので、ご了承ください。

当行ホームページアドレス ▶ <http://www.chikugin.co.jp/>

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権行使ウェブサイト

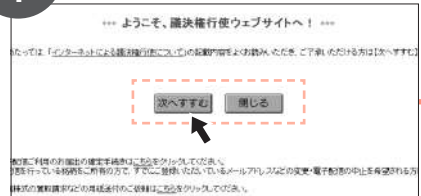
<https://www.e-sokai.jp>

！ ご注意事項

- インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウィルスソフトを設定されている場合、PROXYサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によって、ご利用できない場合がございます。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、すべて株主様のご負担となります。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

【議決権行使ウェブサイト】による方法

STEP 1 ウェブサイトへアクセス

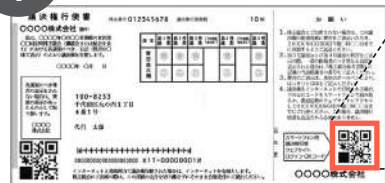


「次へすすむ」をクリック

【スマート行使】による方法

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイト入力不要でアクセスできます。

STEP 1 QRコードを読み取る

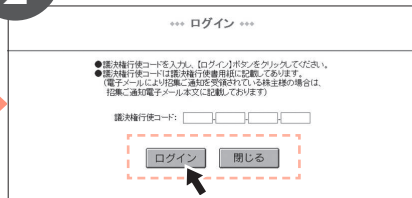


同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取る

※上記方法での議決権行使は1回に限りです。

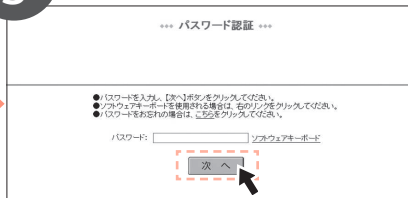
一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合

STEP 2 ログイン



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

STEP 3 パスワードの入力

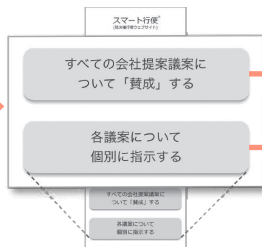


お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

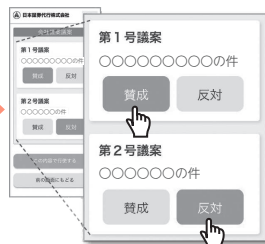
ログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が

STEP 2 議決権行使方法を選択



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、
議決権行使方法を選択

STEP 3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って
行使完了です。

には、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力ください。

パソコンなどの
操作方法に関する
お問い合わせ先

株主名簿管理人 日本証券代行(株)代理人部ウェブサポート専用ダイヤル

電話 0120-707-743 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~21:00 (土曜・日曜・祝日も受付)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、安定した配当を継続して実施していくことを基本に、経営体力強化のため内部留保にも意を用いつつ、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当行普通株式1株につき25円 総額156,123,950円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月28日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
 取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（7名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位等
1	重任 さとう せいいちろう 佐藤 清一郎	取締役頭取執行役員 (代表取締役)
2	重任 なかの しんすけ 中野 慎介	取締役専務執行役員 (代表取締役) リスク管理本部長
3	重任 しぎょう けんじ 執行 謙二	取締役常務執行役員 企画本部長
4	重任 つるく ひろゆき 鶴久 博幸	取締役常務執行役員 営業本部長
5	重任 かねこ すえみ 金子 末見	取締役常務執行役員 資金運用本部長 兼事務本部長
6	重任 ふじさき ゆういちろう 藤崎 勇一郎	取締役上席執行役員 本店営業部長 兼十三部支店長 兼上津支店長
7	重任 あそ 生 <small>わたる</small> 麻生 渡	社外 独立役員 社外取締役

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行株式の数
1	さとう せいじろう 佐藤 清一郎 (1949年 2月3日生) <div style="background-color: #f08080; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">重任</div>	1971年 4月 日本勧業銀行入行 1995年 5月 第一勧業銀行今治支店長 1997年 4月 同行資金証券部長 1998年 5月 同行証券企画部長 1999年 6月 同行取締役欧州支配人兼ロンドン支店長 2002年 4月 みずほコーポレート銀行常務執行役員欧州地域統括 2004年 4月 みずほ証券代表取締役副社長 2006年 4月 当行顧問就任 2006年 6月 当行取締役副頭取 2009年 4月 当行取締役頭取 (代表取締役) 2017年 6月 当行取締役頭取執行役員 (代表取締役) 現在に至る (監査グループ担当)	12,200株
<p>《取締役候補者とした理由》</p> <p>都市銀行および系列証券会社において、国内営業、国際業務、証券業務の要職を幅広く歴任し、2006年6月から当行副頭取、2009年4月より当行代表取締役頭取を務めており、銀行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識や経験を有しております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、こうした経緯や知見を取締役に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行株式の数
2	なかのしんすけ 中野慎介 (1958年 9月15日生) 重任	1981年4月 当行入行 2000年5月 当行大善寺支店長 2003年4月 当行吉井支店長 2006年4月 当行黒崎支店長 2007年11月 当行鳥栖支店長 2009年4月 当行日吉町支店長 2010年7月 当行執行役員人事部長 2012年6月 当行取締役人事部長 2014年6月 当行常務取締役 2017年6月 当行取締役常務執行役員 2019年6月 当行取締役専務執行役員 (代表取締役) 2020年7月 当行取締役専務執行役員 リスク管理本部長 (代表取締役) 現在に至る (リスク管理本部担当)	3,000株
《取締役候補者とした理由》 1981年入行後、鳥栖支店長、日吉町支店長、執行役員人事部長を歴任し、銀行全般の知識、経験が豊富であり、また、2012年から取締役に務めており、その職務・職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行の経営に関する経験や知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行株式の数
3	し ぎょう けん じ 執 行 謙 二 (1961年 3月3日生) <div style="background-color: #f08080; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">重任</div>	1984年 4 月 日本銀行入行 2006年10月 同行政策委員会室企画 役 2009年 9 月 同行総務人事局企画役 2012年 7 月 当行入行 営業統括部 付部長 2014年 6 月 当行総合企画部長 2014年 7 月 当行執行役員総合企画 部長 2015年 6 月 当行取締役総合企画部 長 2017年 6 月 当行取締役上席執行役 員総合企画部長兼総務 部長 2018年 6 月 当行取締役常務執行役 員総合企画部長 2019年 4 月 当行取締役常務執行役 員企画本部長 現在に至る (企画本部担当)	1,000株
<p>《取締役候補者とした理由》</p> <p>日本銀行において政策委員会室で金融政策決定会合の事務局を務めるなど28年に亘る豊富な勤務経験に加え、当行入行後も、営業統括部付部長、総合企画部長を歴任し、金融における知識、経験が豊富であり、また、2015年から取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験や知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、取締役候補者としたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行株式の数
4	<p>つる く ひろ ゆき 鶴 久 博 幸</p> <p>(1963年 7月7日生)</p> <p>重任</p>	<p>1986年4月 当行入行 2008年4月 当行大野支店長 2011年4月 当行千早支店開設準備 委員長 2011年11月 当行千早支店長 2014年6月 当行鳥栖支店長 2015年7月 当行執行役員鳥栖支店 長 2016年6月 当行執行役員福岡支店 長 2017年4月 当行執行役員福岡営業 部長 2017年5月 当行執行役員福岡営業 部長兼赤坂門支店長 2017年6月 当行取締役上席執行役 員福岡営業部長兼赤坂 門支店長 2018年4月 当行取締役上席執行役 員営業統括部長 2019年4月 当行取締役上席執行役 員営業本部長 2019年6月 当行取締役常務執行役 員営業本部長 現在に至る (営業本部担当)</p>	2,500株
<p>《取締役候補者とした理由》 1986年入行後、千早支店長、鳥栖支店長、福岡支店長 (2017年4月に福岡営業部に改組) を歴任し、銀行全般の 知識、経験が豊富であり、また、2017年から取締役を務 めており、その職務・職責を適切に果たしております。こ れまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験 や知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の 意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、 取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行株式の数
5	かね こ すえ み 金子末見 (1962年 9月13日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">重任</div>	1985年4月 当行入行 2005年4月 当行西新町支店長 2008年4月 当行筑後支店長 2010年7月 当行ソリューション事 業部長 2014年7月 当行執行役員ソリュー ション事業部長 2017年6月 当行上席執行役員本店 営業部長兼十三部支店 長 2017年11月 当行上席執行役員本店 営業部長兼十三部支店 長兼上津支店長 2019年6月 当行取締役常務執行役 員 2020年7月 当行取締役常務執行役 員資金運用本部長兼事 務本部長 現在に至る (資金運用本部、事務 本部担当)	900株
<p>《取締役候補者とした理由》 1985年入行後、西新町支店長、筑後支店長、ソリューション事業部長、本店営業部長を歴任し、銀行全般の知識、経験が豊富であり、また、2019年から取締役に務めており、その職務・職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、銀行経営に関する経験や知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行株式の数
6	ふじ さき ゆういちろう 藤 崎 勇一郎 (1962年 1月25日生) 重任	1986年4月 当行入行 2005年6月 当行小郡支店長 2007年11月 当行黒崎支店長 2011年7月 当行鳥栖支店長 2014年6月 当行人事部長 2015年7月 当行執行役員人事部長 2017年6月 当行上席執行役員人事部長 2018年4月 当行上席執行役員福岡営業部長兼赤坂門支店長 2019年6月 当行取締役上席執行役員本店営業部長兼十三部支店長兼上津支店長 現在に至る	1,100株
《取締役候補者とした理由》 1986年入行後、小郡支店長、黒崎支店長、鳥栖支店長、人事部長、福岡営業部長を歴任し、銀行全般の知識、経験が豊富であり、また、2019年から取締役に務めており、その職務・職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、銀行経営に関する経験や知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行株式の数
7	あ そ う わたる 麻 生 渡 (1939年 5月15日生) 重任 社外 独立 役員	1963年 4 月 通商産業省入省 1978年 5 月 外務省在英日本大使館参事官 (在ロンドン) 1989年 7 月 近畿通商産業局長 1991年 6 月 通商産業省商務流通審議官 1992年 6 月 特許庁長官 1995年 4 月 福岡県知事 2005年 2 月 全国知事会長 2011年 4 月 福岡県知事退任 (四期16年) 2011年 4 月 全国知事会長退任 (三期6年) 2012年 5 月 一般財団法人九州地域産業活性化センター会長 2012年 6 月 福岡空港ビルディング株式会社代表取締役社長 2012年 6 月 一般財団法人九州産業技術センター会長 2014年 6 月 当行 (社外) 取締役 現在に至る	0株
<p>《社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要》 特許庁長官、福岡県知事、各種企業経営等での要職を務めた実績を有しております。こうした豊富な経験や知見を、社外取締役として経営陣から独立した立場で取締役会において活かすことにより、客観的視点からの取締役会の意思決定機能への助言および監督機能強化への貢献を期待し、社外取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当行の間に特別の利害関係はありません。
 2. 麻生渡氏は社外取締役候補者であります。
 3. 麻生渡氏は現在当行の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
 4. 当行は麻生渡氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として届け出ておりますが、本総会において同氏の選任が承認可決され社外取締役として就任した場合、引き続き、同氏を独立役員として指定する予定であります。

5. 当行は麻生渡氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。本総会において、同氏の選任が承認可決された場合は、本契約を継続する予定であります。
6. 当行は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定です。
7. 監査等委員会の取締役の選任および報酬等についての意見の概要は以下のとおりであります。監査等委員会は、各候補者について取締役会全体の実効性の観点から、慎重な検討を行いました。その結果、取締役としての職責と役割を果たしうる適切な人選がなされていると判断していますので、指摘すべき事項はありません。なお、取締役の報酬等についても検討を行った結果、当該報酬等は相当であると判断しました。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行株式の数
にし むら かず よし 西 村 和 芳 (1947年 4月3日生)	1977年11月 西村和芳土地家屋調査士事務所代表 1979年8月 第一不動産株式会社 代表取締役 現在に至る	700株
《補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要》 不動産からみた経済情勢分析に対する専門的知見に加えて、これまでの豊富な経営コンサルティングの経験を監査等委員として監査業務に活かすとともに、社外取締役として経営陣から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できることを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者いたしました。		

- (注) 1. 候補者と当行の間で経営顧問契約を締結しております。
なお、当期の西村和芳氏への経営顧問料は発生しておりません。
2. 西村和芳氏は、補欠の監査等委員として社外取締役候補者であります。また、本決議の効力は次期定時株主総会開催の時までとします。
3. 法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなり、西村和芳氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、福岡証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として指定し、同取引所に届け出る予定であります。また、西村和芳氏との間で締結しております経営顧問契約を解除する予定であります。
4. 西村和芳氏が社外の監査等委員である取締役に就任した場合には、当行は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結する予定であります。
5. 当行は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

以 上

(添付書類)

第97期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

(銀行の主要な事業内容)

当行は福岡県を主要な営業基盤として、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務のほか、信託業務、国債等公共債・証券投資信託及び保険商品の窓口販売等の業務、並びにこれらに付随する業務を行い、お客さまに多様な金融商品やサービスを提供しております。

(金融経済環境)

当事業年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により景気が大幅に下押しされ厳しいスタートとなりました。その後、政府・日銀の金融経済対策の効果などから経済活動が回復傾向を示しましたが、年度末にかけ感染症が再び拡大し、一部には弱さがみられました。また、海外経済は新型コロナウイルス感染症の世界的大流行で当初極めて厳しい状況に陥りましたが、感染症の影響が和らいできた米国や中国では各種経済対策の効果などから緩やかながら景気が回復してきました。一方、持ち直しつつあった欧州の景気は感染症の再拡大により弱い動きとなりました。

金融情勢については、新型コロナウイルス感染症の影響から景気が厳しい状況にあるなか、欧米・中国の中央銀行では超金融緩和政策が継続されました。国内では日本銀行が金融緩和措置を強化し、当年度末には長期金利の指標である新発10年物国債利回りは0.1%台、ドル円相場は110円台、日経平均株価は29,100円台となりました。

当行の営業基盤である福岡県内の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により急速に悪化し厳しい状況が続きましたが、各種政策の効果などから輸出・生産を中心に経済活動が徐々に上向き、景気は持ち直しの動きがみられました。

(事業の経過及び成果)

以上のような金融経済環境のもと、当事業年度に実施した主な施策は以下のとおりです。

新型コロナウイルス感染症への対応

当行は新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けられた地元の中小・中堅企業や個人事業主のお客さまに対して、「新型コロナウイルス感染症対応特別融資」や信用保証協会保証付き融資も活用しながら、積極的に資金繰り支援を続けております。個人のお客さまに対しては、ローン条件変更手数料を免除する取扱いを2020年4月より開始しました。なお、新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口を設置し、お客さまからの様々なご相談に柔軟に対応するよう努めております。

当行はお客さまや役職員への感染拡大防止に努めるため、出勤時の検温を義務化するなど役職員の体調管理を徹底するとともに、手指消毒、マスク着用、ATMタッチパネルへの抗菌フィルム貼付、飛沫防止パネルや除菌空気清浄機の設置、昼休み休業として一部の営業店における窓口休業時間の導入および在宅勤務や時差出勤などの対策を行っております。

また、新型コロナウイルスがまん延しているなか、医療従事者の皆様は自らの感染を顧みず感染された方々の治療や看護等に尽力されています。当行は医療従事者の皆様に対し感謝と応援の気持ちを表し、福岡県に応援金を寄附しました。

当行は今後も新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組むとともに、金融サービスを継続し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客さまを全力で支援してまいります。

本部組織の見直し

本部制を導入し、本部組織のスリム化、フラット化、多能化を企図した見直しを実施しました。事務部とシステム部を統合の上、「事務本部」に事務システムグループを置き、「資金運用本部」に資金証券グループ、「リスク管理本部」に融資グループ、経営管理グループを設置しました。なお、企画本部の企画グループと総務グループを統合し、システム部長崎開発室を廃止しました。また、監査部の名称を監査グループとしました。この結果、これまでの本部組織においてすべての「部」を廃止し本

部内の「グループ」とすることで、現行の「2本部 6部 2室」から「5本部 本部外1グループ」に集約となりました。

アライアンス戦略の強化

当行は当行営業エリア内の事業承継問題を積極的に解決するため、2020年9月に「5,000社の事業承継」プロジェクトを展開する株式会社Yamatoさわかみ事業承継機構(以下、「YSK」という。)と業務提携しました。当行とYSKは、「社会に必要な企業であるにも関わらず、事業承継がうまくいかず廃業に追い込まれてしまう中小企業を、SDGs ソーシャルビジネスとして自ら承継し、子や孫の未来に残す」、「事業承継した会社は転売せず、永久保有する」、「次の100年も生き残れる会社にするために強化・支援する」という方針をもとに日本の事業承継問題を全面的に解決していこうとするものです。そのために、当行はYSKと合併会社「株式会社ちくぎんBusiness Eternal Succession」(以下、「C-BES」という。)を設立しました。C-BESは事業承継スキームの特徴である承継企業の株式を永久保有する企業として設立するもので、当行の本店所在地である福岡県久留米市に設立することとしました。当行は地域金融機関として事業承継問題をYSKと協力し解決することで、今後も地域とともに成長・発展していくことを目指してまいります。

当行はフィンテック企業のOLTA株式会社との共同事業として、「筑邦銀行クラウドファクタリングpowered by OLTA」(以下、「本サービス」という。)の取扱いを2021年3月に開始しました。本サービスは、お客さまのお申込から最短24時間以内に審査結果を回答するオンライン完結型の売掛債権現金化サービスです。お客さまと同社との2社間でのご契約となるため、請求書発行先にご通知することなく完結します。なお、九州地区の金融機関において、オンライン完結型のファクタリングサービスを提供するのは当行が初めてとなりました。

当行、九州電力株式会社および SBI ホールディングス株式会社は、2020年11月にプレミアム付商品券の電子化をはじめとして、地方創生および地域の経済活性化に関して相互に連携・協力する包括連携協定を締結しました。当行では、これまでに九州電力が提供する情報プラットフォームを活用して 2019年8月に宗像国際環境会議での電子地域通貨「常若通貨」、また 2020年9月に福岡県うきは市、同年10月に福岡県太宰府市、同年11月に箱崎商店連合会、同年11月と2021年3月に平尾商工連合会でスマートフォンを活用してプレミアム付電子商品券を発行する仕組みを提供しました。アプリ上で申込みから決済までの一連の手続きを電子化することにより、これまで紙で発行していた商品券等の各種事務負担を軽減するとともに、利用者の利便性向上や加盟店の拡大等、地域経済の活性化を図ることが可能となります。中でも、プレミアム付商品券の電子化は、ポストコロナ社会の地域経済の活性化施策として、全国各地の自治体や商店街等で需要が高まっています。今後、3社の連携をより強化し、これまでの取組みの知見を活かしながら、プレミアム付商品券の電子化の全国展開に取り組んでまいります。

また、当行と福岡県みやま市は、2020年12月にプレミアム付商品券の電子化をはじめとして、地域通貨や地域ポイントの発行、運営および利用促進の検討を目的とした連携協定を締結しました。本協定は、同市が定める将来像「人と自然が共に育み、つながり、成長し続けるまち～みんなに やさしい まち みやま～」の実現に寄与するため、相互に連携協力する取組みの一環として行うものです。2021年3月には、当行はみやま市商工会が発行する令和2年度プレミアム付商品券においてスマートフォンから申込、購入、利用、精算まで一貫して行う仕組みを提供しました。

当行はSBI ベネフィット・システムズ株式会社が提供する企業型確定拠出年金(以下、「DC」という。)を、お客さまへご紹介するサービスを2020年12月に開始しました。同社が提供するDCは、従業員数に関わりなく加入者1名から、また役員のみでも導入が可能であり、これまでDCを導入できなかった小規模・中小企業のお客さまも導入が可能となります。なお、本サービスの提供は、福岡県内の金融機関として、はじめてのサービスとなります。

当行は農業生産者等による情報交換の活性化等を支援するため、2020年8月に「ちくぎんアグリネットワーク」を立ち上げました。同ネットワークは、農業生産者等が参加する情報交換会を開催することで、事業者の身近な課題や改善方法の共有を図り、農業生産者の継続的な事業発展の支援を目的としております。また、当行は農業等の第1次産業等を主たる事業とするお客さま、農業分野への進出を図るお客さまを支援するため、「ちくぎんアグリサポート資金」の取扱いを開始しました。

当行は株式会社マキコミとの連携により、筑後産の特産品が買えるECサイト「筑邦銀行×筑后感動本舗」を2021年2月に開設しました。2021年3月には、筑後の特産品を取扱うECサイト「筑邦銀行×筑后感動本舗」を含む九州感動本舗が、初のリアル店舗として博多マルイ2階イベントスペースに出店しました。なお、同社が地域商社として、金融機関と連携することは全国初となります。

当行は今後も多様なアライアンスを軸とした質の高いサービスを提供し、収益拡大に取り組んでまいります。

商品・サービス等の拡充

当行とSBIマネープラザ株式会社は、2020年4月より、福岡県福岡市において新たに2店舗目となる共同店舗「筑邦銀行SBIマネープラザ福岡」の運営を開始しました。

当行はお客さまのニーズに幅広くお応えするため、2020年12月より、「NEW エクセルローン」を「筑邦銀行フリーローン」として商品名を改め、金利テーブルを追加するなど商品内容について改定したほか、2021年1月に、米ドル建ての「積立外貨預金」の取扱いを開始しました。

当行はマネーツリー株式会社が提供する金融データプラットフォーム「Moneytree LINK」と連携し、「ちくぎんアプリ」において資産を一元的に管理できる「ちくぎんスマート通帳」サービスの提供を2021年2月に開始しました。「ちくぎんスマート通帳」では、筑邦銀行口座の預金取引履歴が永年にわたって記録・閲覧できるほか、他行の銀行口座、証券口座、クレジットカード、ポイント・マイル、電子マネーなどの金融資産や取引明細をアプリ内で一元管理し、支出をグラフなどにより可視化することでより着実な家計管理を実現します。

当行は今後も、お客さまの多様なニーズにお応えし、よりご満足いただける新しい商品・サービスの提供に努めてまいります。

SDGs(持続可能な開発目標)への取組み

当行はSDGsへの取組みを通して、「中期経営計画2018」に掲げる「地域の活性化」、「お客さまの満足度向上」、「行員の成長と働きがい」の3つのビジョンの達成に向けた具体的な活動を、2020年7月に「筑邦銀行SDGs宣言」として宣言しました。17項目あるSDGs目標のうち13項目を重点的に取組んでまいります。また、この取組みの一環として、SDGs私募債「ちくぎん地域応援私募債」を当事業年度に6件受託しました。本私募債は、お客さまの資金ニーズにお応えすると同時に、私募債発行額の0.2%相当額の物品又は金銭を教育機関等に寄贈することで地域社会を応援する仕組みとなっております。当行は今後も地域社会の活性化を通じた地方創生への貢献に努め、SDGsへの取組みを推進してまいります。

営業店舗等

営業店舗については、新設・廃止ともになく、店舗数は44か店と変動ありません。店舗外現金自動設備については、2か所廃止しましたので33か所36台となりました。

以上のような諸施策を講じ、経営体質の強化に努めた結果、業績は次のとおりとなりました。

預金・譲渡性預金

預金は、新型コロナウイルス感染症の影響により貸出金が増加し、予防的な需要の資金が滞留するなど法人預金が増加したことに加えて個人預金も増加したことから、期末残高は前年度末比807億円増加の7,764億円となりました。一方、譲渡性預金は前年度末比53億円減少の45億円となりました。

貸 出 金

貸出金は、新型コロナウイルス禍のなか、地元の中小・中堅企業や個人事業主のお客さまに対し、積極的に資金繰り支援を続けた結果、中小企業向けの貸出金が増加したことから、期末残高は前年度末比320億円増加の5,386億円となりました。

有 価 証 券

有価証券は、預金による資金調達が好調に推移したことから、地方債などの債券を中心に投資を行い、期末残高は前年度末比517億円増加の2,308億円となりました。

なお、その他有価証券の評価差額は、株式や投資信託の評価差損が減少したことなどから、前年度末比112億8百万円増加の66億29百万円の評価益となりました。

損 益 状 況

経常収益は、貸出金利息や有価証券利息の増加により資金運用収益が増加したものの、有価証券の売却益が減少したことなどから、前年度比8億76百万円減収の115億59百万円となりました。一方、経常費用は、営業経費や不良債権の処理費用が減少したことなどから、前年度比13億88百万円減少の101億15百万円となりました。この結果、経常利益は、前年度比5億11百万円増益の14億44百万円となりました。当期純利益は、経常利益が増益となったことなどから、前年度比3億92百万円増益の10億85百万円となりました。

(対処すべき課題)

当行は「中期経営計画2018」（計画期間2018年4月～2021年3月）において、「地域を興し、ともに成長・発展する銀行」をスローガンとし、その実現のための諸施策に取り組んだ結果、最終年度の数値目標である「貸出金残高」、「預金等残高」、「実質業務純益」、「当期純利益」、「自己資本比率」の全ての項目を達成することができました。

また、新型コロナウイルス感染症は、引き続き、経済活動に大きな影響を及ぼしています。この先も、感染症の影響によって、日本経済への下押し圧力が長期間継続すると見込まれるなか、当行は2022年12月に

創立70周年、2023年2月に開業70周年を迎えます。

こうした70周年という節目を含む 2021年4月から2024年3月までの3年間で「中期経営計画2021」としてスタートさせました。

この新しい中期経営計画のスタートに併せて、金融機関を取り巻く経営環境の激変に対応し、当行が目指す新たなビジネスモデルにふさわしい経営理念を策定しました。

新しい経営理念は、「動かす人が活躍する組織」、「ベストパートナーへの挑戦」、「正しい倫理観がすべての出発点」の3つです。

なお、新しい経営理念は、人を動かし、心を動かし、未来を動かす行員が、お客さま、地域にとって最良のパートナーとなり、正しい倫理的価値に基づいた行動力を発揮する、という私たち役職員の思いを表したものです。

「中期経営計画2021」のスローガンとして、「人、まち、地域を『動かす人』がいる銀行へ」を掲げ、「お客さま支援ビジネスの多様化」を基本方針とすることで、お客さまや地域との新たな価値の創造に取り組んでまいります。

具体的には、預金貸出業務などの「既存ビジネスの深化」、資産形成支援・事業承継支援・地域商社による地域課題の解決支援、デジタル化支援などの「新たなビジネスへの挑戦」、およびそれを可能にするための人材育成・ブランディングの徹底などの「強靱な経営基盤の構築」の3つを重点取組項目とします。これらの重点取組項目を実現するために、必要に応じ当行と理念を共有する外部の提携先とのアライアンス戦略をさらに推進します。SBIグループとの資本業務提携やYamatoさわかみ事業承継機構との業務提携などはその代表的事例であり、既にその一流のサービスをお客さまに提供し、喜ばれる実績を積み上げてきています。今後もアライアンス戦略を推進する中で、金融の枠を越えた、あるいは地域の枠を越えた支援ビジネスにも挑戦していく所存です。

コロナ禍により働き方や生活スタイルも大きく変わり始め、テレワークやオンライン会議などデジタル化が加速しています。当行も環境変化に柔軟に対応し、これからもお客さまのお取引満足度の向上に努めるとともに、地方銀行そのものが地域の有力な金融サービス産業であるとの認識の下、地域の課題解決と地域経済の活性化に尽力してまいります。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預 金	679,793	692,449	695,655	776,439
定期性預金	288,968	280,577	267,078	260,414
その他	390,824	411,872	428,576	516,024
貸 出 金	481,169	492,226	506,565	538,629
個人向け	92,540	95,272	98,166	97,700
中小企業向け	335,842	344,572	345,911	383,535
その他	52,786	52,381	62,488	57,393
商品有価証券	146	46	43	—
有 価 証 券	206,642	200,807	179,047	230,801
国 債	50,980	14,785	8,665	17,504
その他	155,661	186,022	170,382	213,296
総 資 産	782,664	785,459	774,828	865,232
内 国 為 替 取 扱 高	5,585,368	5,932,159	5,957,574	5,814,522
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 358	百万ドル 601	百万ドル 287	百万ドル 211
経 常 利 益	1,709	1,062	932	1,444
当 期 純 利 益	1,151	739	692	1,085
1株当たり当期純利益	円 銭 189 04	円 銭 121 31	円 銭 113 25	円 銭 177 91

注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しました。2017年度の期首に当該株式併合を実施したと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	526人
平 均 年 齢	38年 5 月
平 均 勤 続 年 数	16年 0 月
平 均 給 与 月 額	322 千円

- 注 1. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当 年 度 末
久 留 米 ブ ロ ッ ク	17店 (うち出張所 →)
東 部 ブ ロ ッ ク	5店 (うち出張所 →)
南 部 ブ ロ ッ ク	6店 (うち出張所 →)
福 岡 ブ ロ ッ ク	15店 (うち出張所 →)
東 京 支 店	1店 (うち出張所 →)
合 計	44店 (うち出張所 →)

注 上記のほか、店舗外現金自動設備を33か所設置しております。

□ 当年度新設営業所

当年度において営業所の新設はありません。店舗外現金自動設備はマックスバリュ榎原出張所、一番街出張所の2か所を廃止しました。

ハ 銀行代理業者の一覧 該当ありません。

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況 該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	453
---------------	-----

注 上記設備投資の総額には、ソフトウェア等の投資188百万円を含めております。それらのうち、当期のその他の経常費用に計上した金額は、159百万円であります。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
営業店施設等の取得	53
事務機械等の新設、拡充、改修	210

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	資 本 金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
筑銀ビジネスサービス株式会社	久留米市河川町1490番地の9	事 務 受 託 業	百万円 10	% 100	
株式会社ちくぎん地域経済研究所	久留米市百年公園1番1号 久留米リサーチセンタービル6階	経 済 調 査 業	百万円 30	% 5	
ちくぎんリース株式会社	久留米市東町37番地3	リ ー ス 業	百万円 20	% 49.2	
筑邦信用保証株式会社	久留米市東合川5丁目7番33号	保 証 業	百万円 30	% 5	
株式会社ちくぎんテクノシステムズ	久留米市東合川5丁目7番33号	コンピュータ関連業	百万円 20	% 70	

注 上記5社のうち筑銀ビジネスサービス株式会社及び株式会社ちくぎんテクノシステムズは子会社に該当し、残りの3社は銀行法に基づく子法人等であります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. SBIホールディングス株式会社との間で、以下の内容による資本業務提携に関する契約を締結しております。
 - ①地域通貨の発行、スタートアップ企業の支援やビジネスマッチング等を通じた地方創生、地域経済の活性化に向けた連携
 - ②SBIマネープラザ株式会社との共同店舗の検討、株式会社SBI証券との金融商品仲介業サービスの強化や事業承継支援・M&Aにおける協業
 - ③マネータップ株式会社、SBIネオファイナンスサービス株式会社及びSBI FinTech Incubation 株式会社などが提供する新規技術の導入及びコスト削減やSBIグループが開発中の次世代システムの共同化の検討
 - ④SBIグループのアセットマネジメント事業への運用資産の委託（資産運用の高度化）を通じた当行の収益力の強化
 - ⑤契約の目的に資する協業・連携の検討及び推進
5. 株式会社Yamatoさわかみ事業承継機構との間で、永久保有による事業承継投資や承継先の経営及び経営改善支援を目的として業務提携しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員の場合

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
佐藤清一郎	代表取締役頭取		
中野慎介	代表取締役専務執行役員 (リスク管理本部長)		
執行謙二	取締役常務執行役員 (企画本部長)		
鶴久博幸	取締役常務執行役員 (営業本部長)		
金子末見	取締役常務執行役員 (資金運用本部長 兼事務本部長)		
藤崎勇一郎	取締役上席執行役員 (本店営業部長兼十三部支店長 兼上津支店長)		
麻生渡	取締役(社外取締役)		注1
龍憲一	取締役(監査等委員)		
池部晋	取締役(常勤監査等委員)		注2
立花洋介	取締役(社外取締役監査等委員)	公認会計士	注1、3
橋田紘一	取締役(社外取締役監査等委員)		注1
永田見生	取締役(社外取締役監査等委員)	学校法人久留米大学理事長	注1

(当年度中に退任した役員)

赤松乾次	取締役(監査等委員)		2020年 6月25日 退任
------	------------	--	----------------------

- 注 1. 麻生渡氏、立花洋介氏、橋田紘一氏及び永田見生氏は、福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 取締役池部晋は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、執行部門の重要な会議に出席する他、重要な各種情報収集や報告の受領等を継続的かつ実効的に行うためであります。
3. 立花洋介氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当年度中に退任した役員の地位及び担当は退任時のものであります。

5. 当行は、取締役が担う意思決定機能及び業務執行監督機能と、執行役員が担う業務執行機能について、それぞれの役割と責任を明確化することにより、業務執行に係る機能の強化及び機動性の向上等を図る目的で、2017年6月28日に雇用の執行役員制度を廃止し、委任型の執行役員制度を導入しております。執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く。）は、次のとおりであります。

(年度末現在)

氏名	役名	職名
大野 齊	上席執行役員	リスク管理本部融資グループ長
橋本 賢治	執行役員	鳥栖支店長
野口 光	執行役員	福岡営業部長兼赤坂門支店長
西田 吉孝	執行役員	企画本部企画グループ長

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員を除く)	7人	129	105	—	24
取締役 (監査等委員)	6人	37	37	—	—

- 注 1. 非金銭報酬等は株式給付信託制度であります。株式給付信託制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役に対して、当行が定める役員株式給付規程に従って、当行株式及び当行株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当行株式等」という。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度であります。なお、取締役が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。
- 取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位を勘案して定まる数のポイントが付与され、当行株式等の給付に際し、1ポイント当たり当行普通株式1株に換算されます。
2. 上記金額のほか、使用人兼務取締役の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価100万円を支給しております。
3. 当行取締役の報酬の額は、2016年6月28日開催の第92回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員の報酬の最高限度額は年額204百万円以内、監査等委員である取締役全員の報酬の最高限度額は月額6百万円以内、年額72百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名、監査等委員である取締役の員数は5名です。また、当該報酬限度枠とは別枠で、2020年6月25日開催の第96回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の株式給付信託の拠出金（5事業年度分の上限280百万円）について決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は6名です。

4. 役員賞与金は該当ありません。
5. 当行は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を取締役会で定めております。

基本方針として、社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、月例報酬、賞与及び株式給付信託制度の体系としております。月例報酬は、役位毎の固定報酬とし、賞与は、決算の都度、金融経済情勢等を総合的に勘案して決定しております。なお、報酬等の種類毎の割合は、基本的には上位ほど株式給付信託制度の割合を増やしており、役位に応じて月例報酬7～9割、株式給付信託制度1～3割を目安としております。

社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容は、株主総会で決議した報酬枠の範囲内で取締役会において決定しております。

また、当行の取締役の報酬等の額の決定過程において取締役会は、法令、定款及び株主総会決議等に基づき、各種リスクの統合的な管理、コンプライアンスプログラムや計数計画の進捗状況、各取締役の職務執行状況等を監督のうえ、当行取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、月例報酬のみとしております。月例報酬は、固定報酬としております。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容は、株主総会で決議した報酬枠の範囲内で取締役会において決定しております。

監査等委員である取締役の報酬は、月例報酬のみとしております。月例報酬は、固定報酬としております。

監査等委員である取締役の個人別の報酬の内容は、株主総会で決議した報酬枠の範囲内で監査等委員である取締役で協議の上決定しております。

6. 支給人数には、2020年6月25日開催の第96回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
麻生 渡	会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
立花 洋介	
橋田 紘一	
永田 見生	

(4) 補償契約

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行及び子会社役員等（含む執行役員及び管理職従業員）	当行は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。なお、被保険者が実質的に保険料を負担している割合は7.95%であります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
永田見生	学校法人久留米大学理事長

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
麻生渡	6年9月	取締役会 17回開催中16回出席	知事等の豊富な経験や幅広い見識からの発言を行っております。
立花洋介	7年9月	取締役会 17回開催中17回出席 監査等委員会 15回開催中15回出席	公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
橋田紘一	4年9月	取締役会 17回開催中16回出席 監査等委員会 15回開催中14回出席	企業経営の豊富な経験や幅広い見識からの発言を行っております。
永田見生	2年9月	取締役会 17回開催中16回出席 監査等委員会 15回開催中15回出席	学識経験者としての専門的見地からの発言を行っております。

注 当行社外取締役は、知事、企業経営の豊富な経験や公認会計士、学識経験者としての専門的見地を有し、当該視点からの当行取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献する期待に対し、当行取締役会において当該視点からの発言などにより社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4人	16	—

注 役員賞与金は該当ありません。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

(1) 株式数 発行可能株式総数 12,000千株
発行済株式の総数 6,249千株(自己株式4千株を含む)

(2) 当年度末株主数 2,713名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等 千株	持株比率 %
筑邦銀行従業員持株会	242	3.88
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	200	3.20
株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	190	3.04
SBI地銀ホールディングス株式会社	182	2.92
株式会社佐賀銀行	175	2.80
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 九州電力口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	161	2.58
久光製薬株式会社	140	2.25
西日本鉄道株式会社	138	2.22
株式会社安川電機	136	2.18
株式会社九電工	134	2.15
計	1,703	27.27

注 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式(4,062株)を控除して計算しております。

(4) 役員保有株式
該当ありません。

5. 当行の新株予約権等に関する事項
該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項
(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人 トーマツ 指定有限責任社員 城戸 昭博 指定有限責任社員 岡部 麻子	36	監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について妥当と判断し、これに同意いたしました。

注 当行、子会社及び子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は36百万円であります。

(2) 責任限定契約
該当ありません。

(3) 補償契約
該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の監査の品質、監査遂行にかかる総合的能力、当行からの独立性等の観点から会計監査人の監査機能が不十分と判断した場合、会計監査人に重大な法令等の違反があった場合、その他相当の理由があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当するため解任が相当であると判断した場合、会計監査人を解任いたします。

7. 会計参与に関する事項
該当ありません。

第97期末 (2021年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け	72,970	預 金	776,439
現 預 け	9,516	当 座 預 金	33,194
預 入 金 債	63,454	普 通 預 金	472,054
有 価 証 券	434	貯 蓄 預 金	4,093
国 債	230,801	通 定 期 預 金	950
地 方 債	17,504	そ の 他 の 預 金	255,898
短 期 社 債	60,993	譲 渡 性 預 金	10,248
社 債	3,999	借 入	4,549
株 式 債	57,618	外 国 為 替	32,000
そ の 他 の 証 券	17,273	未 払 外 国 為 替	32,000
割 引 手 形 付 越 替 け	73,412	そ の 他 の 負 債	0
手 形 付 付 越 替 け	538,629	未 決 済 為 替 借 借	0
手 証 書 座	4,220	未 払 法 人 費 用	2,398
外 国 為 店 預 け	44,937	未 前 払 受 取 品 務	3
そ の 他 の 資 産	433,486	前 融 派 生 商 品	167
前 未 融 派 生 商 品	55,985	金 融 派 生 商 品	158
未 取 派 生 商 品	1,309	融 派 生 商 品	404
そ の 他 の 資 産	1,309	リ 一 ス 債 務	0
前 払 取 引 金	4,363	資 産 除 去 の 負 債	204
未 取 派 生 商 品	21	そ の 他 の 引 当 金	51
そ の 他 の 資 産	288	偶 発 損 失 引 当 金	1,407
未 融 派 生 商 品	0	繰 延 税 金 負 債	178
そ の 他 の 資 産	4,053	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	144
未 取 派 生 商 品	8,410	支 払 承 諾 計	1,049
そ の 他 の 資 産	1,824	資 産 債 務 合 計	971
未 取 派 生 商 品	6,119	資 本 剰 余 金	9,461
そ の 他 の 資 産	183	資 本 剰 余 金	827,194
未 取 派 生 商 品	59	資 本 剰 余 金	8,000
そ の 他 の 資 産	223	資 本 剰 余 金	5,759
未 取 派 生 商 品	163	利 益 剰 余 金	5,759
そ の 他 の 資 産	96	利 益 剰 余 金	18,236
未 取 派 生 商 品	96	利 益 剰 余 金	2,724
そ の 他 の 資 産	12	そ の 他 の 利 益 剰 余 金	15,511
未 取 派 生 商 品	54	別 途 積 立 金	7,400
前 支 払 倒 引 当 金	661	繰 越 利 益 剰 余 金	8,111
支 払 倒 引 当 金	9,461	自 己 株 式	△357
倒 引 当 金	△1,972	株 主 資 本 合 計	31,637
		そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,624
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,775
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	6,400
		純 資 産 の 部 合 計	38,038
資 産 の 部 合 計	865,232	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	865,232

第97期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

	科 目	金	額
経	常 収 益		11,559
資	金 運 用 収 益	8,972	
	貸 出 金 利 息	6,843	
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	2,040	
	コ ー ル ロ ー ン 利 息	0	
	預 け 金 利 息	89	
	そ の 他 の 受 入 利 息	0	
役	務 取 引 等 収 益	1,934	
	受 入 為 替 手 数 料	673	
	そ の 他 の 役 務 収 益	1,261	
そ	の 他 業 務 収 益	300	
	外 国 為 替 売 買 益	25	
	商 品 有 価 証 券 売 買 益	0	
	国 債 等 債 券 売 却 益	274	
そ	の 他 経 常 収 益	352	
	株 式 等 売 却 益	291	
	そ の 他 の 経 常 収 益	60	
経	常 費 用		10,115
資	金 調 達 費 用	84	
	預 金 利 息	70	
	譲 渡 性 預 金 利 息	3	
	コ ー ル マ ネ ー 利 息	0	
	借 用 金 利 息	0	
	そ の 他 の 支 払 利 息	11	
役	務 取 引 等 費 用	1,073	
	支 払 為 替 手 数 料	221	
	そ の 他 の 役 務 費 用	852	
そ	の 他 業 務 費 用	22	
	国 債 等 債 券 売 却 損	22	
営	業 経 費	8,005	
そ	の 他 経 常 費 用	929	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	567	
	貸 出 金 償 却	3	
	株 式 等 売 却 損	39	
	株 式 等 償 却	32	
	そ の 他 の 経 常 費 用	286	
経	常 利 益		1,444

(単位：百万円)

科 目	金 額
特 別 利 益	224
退職給付制度改定益	61
新株予約権戻入益	162
特 別 損 失	151
固定資産処分損	1
役員株式給付引当金繰入額	149
税引前当期純利益	1,517
法人税、住民税及び事業税	422
法人税等調整額	9
法人税等合計	432
当期純利益	1,085

第97期末 (2021年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	72,992	預 金	775,372
買入金銭債権	434	譲渡性預金	3,839
有価証券	230,386	借入金	39,874
貸出金	535,479	外国為替	0
外国為替	1,309	その他負債	3,731
リース債権及びリース投資資産	9,588	退職給付に係る負債	91
その他資産	10,043	役員退職慰労引当金	85
有形固定資産	8,702	役員株式給付引当金	178
建物	1,848	偶発損失引当金	144
土地	6,297	繰延税金負債	1,123
リース資産	3	再評価に係る繰延税金負債	971
建設仮勘定	59	支払承諾	9,461
その他の有形固定資産	494	負債の部合計	834,876
無形固定資産	167	(純資産の部)	
ソフトウェア	111	資 本 金	8,000
その他の無形固定資産	56	資本剰余金	5,779
退職給付に係る資産	904	利益剰余金	19,920
繰延税金資産	76	自己株式	△357
支払承諾見返	9,461	株主資本合計	33,341
貸倒引当金	△2,229	その他の有価証券評価差額金	4,641
		土地再評価差額金	1,775
		退職給付に係る調整累計額	169
		その他の包括利益累計額合計	6,586
		非支配株主持分	2,512
		純資産の部合計	42,440
資産の部合計	877,316	負債及び純資産の部合計	877,316

第97期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		17,658
資金運用収益	9,208	
貸出金利息	6,831	
有価証券利息配当金	2,040	
コールローン利息及び買入手形利息	0	
預け金利息	89	
その他の受入利息	246	
役員取引等収益	1,968	
その他業務収益	6,124	
その他経常収益	358	
その他の経常収益	358	
経常費用		15,914
資金調達費用	103	
預金利息	70	
譲渡性預金利息	3	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
借入金利息	30	
その他の支払利息	0	
役員取引等費用	970	
その他業務費用	5,592	
その他経常費用	8,270	
その他経常費用	977	
貸倒引当金繰入額	613	
その他の経常費用	364	
経常利益		1,744
特別利益		224
固定資産処分益	0	
退職給付制度改定益	61	
新株予約権戻入益	162	
特別損失		151
固定資産処分損	1	
役員株式給付引当金繰入額	149	
税金等調整前当期純利益		1,817
法人税、住民税及び事業税	547	
法人税等調整額	△4	
法人税等合計		542
当期純利益		1,274
非支配株主に帰属する当期純利益		104
親会社株主に帰属する当期純利益		1,169

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

株式会社 筑邦銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城戸昭博 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡部麻子 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社筑邦銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

株式会社 筑邦銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城戸昭博 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡部麻子 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社筑邦銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社筑邦銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第97期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令、若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、新型コロナウイルス感染症に対しては、適切に対応していくことを確認しており、今後もその対応を注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月10日

株式会社 筑邦銀行 監査等委員会

監査等委員	龍 憲	一	㊟
監査等委員	池 部	晋	㊟
監査等委員	立 花	洋 介	㊟
監査等委員	橋 田	紘 一	㊟
監査等委員	永 田	見 生	㊟

- (注) 監査等委員 立花洋介、橋田紘一、永田見生は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

〈メモ欄〉

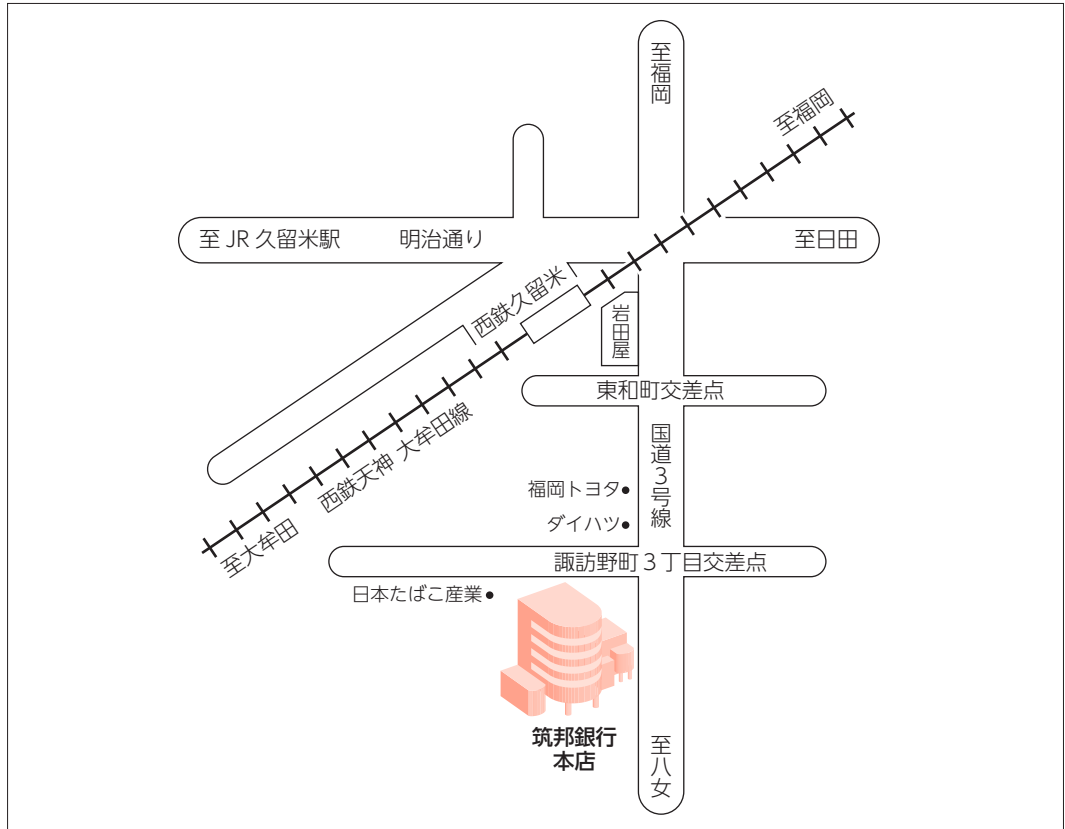
株主総会会場のご案内図

場 所

久留米市諏訪野町2456番地の1
筑邦銀行本店 3階大会議室
電話 久留米 (0942) 32-5331

最寄駅

西鉄久留米駅
下車、徒歩約5分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。